

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の 視覚障害者の活用状況調査

○吉泉 豊晴（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 情報部 部長）
工藤 正一（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 総合相談室）

1 はじめに

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（以下「連携事業」という。）は、通勤や職場での読み書きにかかわる支援が可能となり、視覚障害者の就労促進にとっても効果があると期待される。そこで、自治体にアンケート調査を実施し、また、当該事業を利用している視覚障害者に聞き取り調査を行った。それらにより把握した現状と課題を報告する。

2 背景

障害福祉サービスの同行援護等は就労にかかわる分野では利用できないとされており、そのため通勤や業務上の移動にガイドヘルパーの支援を受けることができず、また、自営業者が仕事上の事務処理等を依頼するためには自費により支援者を確保する必要があった。こうした制約は、社会参加の重要な側面である就労を阻むものとして、従来より雇用と福祉の連携を求める声があったが、2020年10月より地域生活支援促進事業として連携事業が実施されることとなった。

3 自治体に対するアンケート調査

（1）調査対象等

2023年9月～10月に、政令市（20件）、中核市（62件）、東京23区（23件）、そのほか厚生労働省の2022年度調査における実施市町村（32件）の合計137件に調査票を配布し、129件の回答を得た（回収率94.2%）。

（2）連携事業を実施する自治体の数

連携事業を実施する自治体（「実施に向けて準備中」を含む）は70件で、有効回答129件の54.3%だった。そのうち視覚障害者向けに連携事業を実施する自治体は66件で、実施自治体70件の94%を占めた。

（3）視覚障害者向けの支援内容

視覚障害者向けに連携事業を実施する自治体66件の支援内容をみると（複数回答）、割合が高いのは、自営業者の通勤支援（74.2%）、民間で雇用されている人の通勤支援（66.7%）。一方、職場における支援は、自営業者（59.1%）、民間で雇用されている人（42.4%）で、どちらも通勤支援の方が高い割合になっている。

（4）連携事業の報酬単価

視覚障害者向けに連携事業を実施する66件のうち、同行

援護と同じ報酬単価が55件（83%）、同行援護よりも低いところが4件（政令市1件、市町村3件）、同行援護よりも高いところは1件（中核市）であった。早朝の通勤支援や業務にかかわる専門的支援を求められる連携事業においては、なお一層、支援者の確保の観点から報酬単価の引き上げが望まれる。

（5）視覚障害者向けに連携事業を行う上での課題

有効回答の129自治体に対し、複数回答で視覚障害者向けに連携事業を行う上での課題を尋ねたところ、多い順に「事業所の確保」（72件、56%）、「財源・予算の確保」（57件、44%）、「利用者のニーズの把握」（56件、43%）などとなった。

4 連携事業の利用事例

（1）利用事例の把握方法

2025年2月～3月、日本視覚障害者団体連合の加盟団体（60団体：都道府県47件、政令市13件）に連携事業の利用事例の提供を求め、12名の利用事例を得た。そのうち聞き取り調査の承諾が得られた8名にインタビューを行い詳細を把握した。

（2）利用者の職業、支援内容、効果

- ・職業：インタビューに応じた8名の利用者の職業は、鍼灸マッサージが6名（いずれも自営業）、事務職1名（民間企業の雇用）、音楽演奏家1名（自営業）。
- ・移動支援：鍼灸マッサージ師の多くが訪問による施術も行っており、通勤時のほかに訪問時の移動支援も受けていた。

事務職の利用者は基本が在宅勤務であり、週1日、会社への通勤支援を受けていた。音楽演奏家は、演奏会場や講座会場への移動の支援を受けていた。

- ・読み書き支援：鍼灸マッサージ師と音楽演奏家のいずれも必要書類の読み書きや楽譜読みの支援を受けていた。事務職の利用者は通勤支援のみ。
- ・支援の効果：安全・安心な移動、移動にかかる時間の短縮、訪問施術への業務の拡大、読み書き支援による事務処理の効率化、自費による支援者確保に要していたコストの削減。

(3) 連携事業にまつわる課題

- ・手続きの複雑さ：雇用されている障害者は、まず障害者雇用納付金による助成制度を利用し（3ヶ月の通勤支援等がある）、それで十分でなければ連携事業を利用。そのため手続きが複雑になるとの指摘があった。
- ・申請書類のアクセシビリティ：支援計画書等の申請書類が視覚障害者には読み書き困難。改善が必要。
- ・ヘルパーの専門性：仕事にかかる書類は、その内容を理解した上でないと効率的な読み書きが難しい。ヘルパーにはICTの技能を含む一定の専門性が求められる。
- ・支援事業所・ヘルパーの不足：地域によって同行援護事業所等が少なく、そこに所属するヘルパーも少数。結果、必要なだけの支援を受けられることとなる。報酬単価の引き上げなどの対応策が必要。
- ・制度的な制約：
 - ①1回の利用が3時間以上になると報酬が下がってしまう仕組みになっているため、支援事業所から時間短縮を求められることがある。
 - ②車の利用時、ヘルパーが運転している時間は報酬の対象にならないため、車の利用が抑制されがち。
 - ③通勤の帰宅時に買い物してはいけないとの制約が課されて不便。

5 まとめ

自治体へのアンケート調査および利用者の聞き取りから把握できたことを踏まえて、連携事業の改善に必要と考えられる事柄を列記する。

- ・連携事業を実施する自治体がまだ少ない。政令市や中核市等の規模の大きい市を中心とする今回のアンケート調査では、有効回答129件の半数強が実施していたが、厚生労働省の調査では連携事業の内示自治体（2024年7月31日時点）は合計102件だった。1,700を超える市町村に占める割合はわずかといえる。
- ・自治体が課題として上げた「事業所の確保」や「財源・予算の確保」に対処するためには、市町村単位よりも広域の地域圏での取り組みが必要。そのためには広域の移動を可能とする車の利用および長い時間の利用を抑制する規制の撤廃が求められる。これらは利用者の要望もある。
- ・ヘルパーの不足や専門性の確保に対処するためには、報酬単価の引き上げ、連携事業を念頭に置いた研修機会の提供が必要。

・雇用支援策の後で連携事業を利用できるという流れを改め、一体化して利用しやすくなることが求められる。

日本視覚障害者団体連合としては連携事業の利用事例を取りまとめて広報するとともに、より利用しやすい制度となるよう改善を求めていく。